

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	総務省
対象税目	固定資産税、不動産取得税		
要望項目名	地上放送施設デジタル化促進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>(1) 対象者：地上テレビジョン放送事業者</p> <p>(2) 対象設備（固定資産税）：デジタル送受信装置、デジタル番組制作設備 （不動産取得税）：デジタル送受信装置（局外設備）に係る家屋</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>1. 固定資産税</p> <p>(1) 地上放送に係るデジタル送受信装置（中継局）を取得する場合、当該設備の取得に係る固定資産税の課税標準を軽減（取得後5年度分3/4、ただし、0.3W以下のデジタル送受信装置（中継局）にあつては1/2）する特例措置について、適用期限を延長（期限：平成25年3月31日）するとともに、「新たな難視」及び「デジタル混信」が発生すると特定された地区にデジタル送受信装置（中継局）を整備する場合に、平成23年度取得分に限り、当該設備に係る取得後5年分の固定資産税の課税標準を1/2に拡充する。</p> <p>(2) 地上放送に係るデジタル番組制作設備を取得する場合、当該設備の取得に係る固定資産税の課税標準を軽減（取得後5年度分3/4）する特例措置について、適用期限を延長（期限：平成25年3月31日）する。ただし、関東・近畿広域局のデジタル撮像装置及びデジタル記録装置は対象外とする。</p> <p>2. 不動産取得税</p> <p>地上放送に係るデジタル送受信装置（中継局）を建設した際に、当該設備の取得に係る不動産取得税の課税標準を軽減（3/4）する特例措置について、適用期限を延長（期限：平成25年3月31日）するとともに、「新たな難視」及び「デジタル混信」が発生すると特定された地区にデジタル送受信装置（中継局）を整備する場合に、平成23年度取得分に限り、当該設備に係る不動産取得税を非課税に拡充する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第11条第14項、同15条第14項、同施行令附則第7条第17項、同11条第20項、同施行規則附則第3条の2の14、同6条第34項</p>		
減収見込額	<p>【固定資産税】（初年度）▲68（▲71）（平年度）▲197（▲196）</p> <p>【不動産取得税】 ▲3.18（▲0.42）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>1. 政策目的</p> <p>地上放送のデジタル化は、高画質化、高品質化、データ放送の提供など、国民に最も密着した基幹的・基礎的な情報通信メディアである地上放送サービスの高度化や、デジタル化された通信とのトータルデジタルネットワークの完成による新しい社会基盤としての領域の拡大が期待されるとともに、有限稀少な周波数資源の有効利用の促進等社会的意義の高いものである。</p> <p>また、当該デジタル化は、国民が視聴する放送番組・情報が全国一律的なものから、地域独自の多様なものに変化していく上で、極めて大きな環境変化を及ぼすものであり、デジタル化の進展により、地域独自の番組の制作や発信を促進し、地域の情報化、地域振興に大きく寄与するものである。</p> <p>特に、ローカル放送事業者は、地域独自の放送番組、地域固有の情報を制作し、当該地域及びその他の地域に対して発信することにより、地域社会の健全な発展に寄与していくことが求められている。</p> <p>さらに、デジタル化の推進は、データ放送による行政情報等の地域情報や災害情報の提供を可能とし、地域住民の生活の利便、福祉の向上に資するとともに、字幕・解説放送など人にやさしいサービスの提供等、障害者・高齢者の利便の増進に資することが可能となる。</p> <p>以上のような高い意義を有する地上放送のデジタル化を完遂するためには、本制度の拡充及び延長が不可欠である。</p> <p>2. 施策の必要性</p> <p>(1) 平成23年7月24日のアナログ停波後、アナログでは放送を視聴できていたにもかかわらず、電波の特性の違い等から、自己の意思に反してデジタルでは視聴できなくなる地区が発生することが判明して</p>		

	<p>いる（「新たな難視」及び「デジタル混信」）。</p> <p>(2) その救済策として、衛星を通じた放送（衛星セーフティネット）が平成27年3月31日まで暫定的に提供される予定だが、当該放送は関東の放送（NHK東京及びキー局）を流すのみであり、「新たな難視」及び「デジタル混信」が発生する地区では、（放送デジタル化の主要なメリットのひとつである）災害情報や役場からのお知らせ等の“地域に密着した放送”を視聴・享受することができない。</p> <p>注：衛星セーフティネットではワンセグ放送（携帯端末等）が視聴できない。</p> <p>(3) こうした（自己の意思に反して）特定の地域（住民）が被る不利益、地域間格差を早期に是正し、放送デジタル化のメリットを地域（住民）に最大限還元するためには、「新たな難視」及び「デジタル混信」が発生すると特定された地区について、事業者による中継局等の整備をこれまで以上に促進し、可能な限り早期にその問題の解消を図ることが必要である。</p> <p>(4) 一方、平成15年の地上デジタル放送開始以来、地上テレビジョン放送事業者は、受信エリア拡大（中継局整備）を最大の目標として取り組んできたため、番組制作設備のデジタル対応（ハイビジョン化）が遅れがちであった。</p> <p>(5) 特に経営基盤の弱いローカル局でその傾向が顕著であり、ソフト面で放送デジタル化のメリットを地域（住民）に十分還元できていないのが現実である。</p> <p>(6) こうした平成23年7月24日の完全デジタル化以降もデジタル非対応の番組制作設備が使用されるとい矛盾した状態を可能な限り早期に解消し、事業者が防災情報をはじめ地域（住民）のニーズにあったデジタル番組を制作・提供できるよう、引き続きその整備を促進することが必要である。</p> <p>(7) なお、番組制作設備中の「デジタル撮像装置」及び「デジタル記録・再生装置」に関して、在京キー局及び在阪準キー局については整備がほぼ終了し、対象とする実質的なメリットが小さく、またこのような事情から平成21年度税制改正要求で対象をローカル局に絞った経緯もあることから、（2年後の平成23年度にキー局等を再び対象に含める特段の事情変更がないことから）引き続き対象外とする。</p> <p>(8) 上記の事情を踏まえ、本税制措置について、平成25年3月31日まで期限を延長することとしたい。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置づけ	地上テレビジョン放送のアナログからデジタルへの移行については、電波法でアナログ終了期限（平成23年7月24日）が定められ、平成20年5月23日には、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」が策定されるなど、政府一体となった取組が進められている。
	政策の達成目標	放送事業者による地上デジタルテレビジョン放送のための施設等の取得に伴う投資負担を軽減し、当該施設等の整備を促すことにより、地上テレビジョン放送のアナログからデジタルへの早期かつ円滑な完全移行を実現し、国民にデジタル化の有する様々なメリットを早期に還元するとともに、我が国の地域振興に資する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成23年7月24日のアナログ放送停波後、地上アナログ放送は受信可能であるが、地上デジタル放送が受信困難となる「新たな難視」等を解消するための中継局等整備が行われることとなっており、「新たな難視」等の早期解消を実現するために、平成25年3月31日まで税負担軽減措置等の適用の延長を希望する。
	同上の期間中の達成目標	デジタル難視世帯（現在特定作業中）の解消 （平成22年8月10日現在、「新たな難視」地区として、9,745地区、約22万世帯が特定（「地上デジタル放送難視地区対策計画（第3版）」））
政策目標の達成状況	平成22年3月末時点で、全世帯に対する地上デジタルテレビ放送の電波カバー率は、およそ97.5%となっている。 また、地上デジタルテレビ放送の普及世帯数は、平成22年3月時点で、約4,190万世帯（世帯普及率83.8%）と推計されており、おおむね順調に推移している。 注：全世帯数を約4,960万世帯として計算	
有効性	要望の措置の適用見込み	民間放送事業者全127社中120社以上において適用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置は、地上デジタル放送を行う施設等の投資負担を軽減するものであり、これにより施設の整備等が促進されることになる。 なお、「新たな難視」地区は、その多くが条件不利地域である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ デジタル中継局の整備に対する支援（平成22年度予算 43.4億円の内数） （1）デジタル中継局整備支援 （2）難視聴対策用デジタル中継局整備支援 （3）後発民放のデジタル新局整備支援 ○ デジタル混信の解消（平成22年度予算 10.8億円の内数） 補完的な放送局施設の整備支援
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の支援により整備されるデジタル中継局は、固定資産税の課税標準の軽減対象
	要望の措置の妥当性	対象設備については、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に掲げる設備としており、政策目的に沿った制度設計としているところである。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成17年度 (固定資産税) 547.1(113社) (不動産取得税) 9.4(14社) 平成18年度 (固定資産税) 607.6(126社) (不動産取得税) 15.6(47社) 平成19年度 (固定資産税) 779.4(121社) (不動産取得税) 14.3(91社) 平成20年度 (固定資産税) 689.5(122社) (不動産取得税) 13.1(59社) 平成21年度 (固定資産税) 597.6(121社) (不動産取得税) 22.1(55社) (単位 百万円) 注：適用社数はすべて民間放送事業者。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年から平成22年にかけて、デジタル中継局5,956局(平成22年3月時点)の整備を着実に進めている。 ○ 地上デジタルテレビ放送の普及世帯数は、平成22年3月時点で、約4,190万世帯(世帯普及率83.8%)と推計されており、おおむね順調に推移している。
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年までに地上デジタルテレビ放送の普及世帯数が、4,800万世帯となるよう設備の整備を推進する。 ○ アナログ時エリアの100%カバー
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地上デジタルテレビ放送の普及世帯数は、平成22年3月時点で、約4,190万世帯(世帯普及率83.8%)と推計されており、おおむね順調に推移している。 なお、地上デジタル放送受信機の出荷台数は、平成22年6月末現在で、8,017万台となっている。 ○ 平成22年3月末時点で、全世帯に対する地上デジタルテレビ放送の電波カバー率は、およそ97.5%となっている。
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度補正予算：「地上放送番組制作設備デジタル化促進税制」の創設 (平成11年度に「地上放送施設デジタル化促進税制」と統合)</p> <p>平成11年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の創設</p> <p>平成13年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の延長(2年間)</p> <p>平成15年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の延長(2年間)</p> <p>平成17年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の拡充・延長 (共同建設によりデジタル送受信装置を整備する場合に、当該設備に係る固定資産税の課税標準を三大広域圏局の親局を除き、2/3に拡充)</p> <p>平成19年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の拡充・延長 (0.3W以下中継局設備を整備する場合に、当該設備に係る固定資産税の課税標準を2/3に拡充)</p> <p>平成21年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の拡充・延長 (0.3W以下中継局設備を整備する場合に、当該設備に係る固定資産税の課税標準を1/2に拡充し、在京キー局・在阪準キー局についてはデジタル撮像装置及びデジタル記録・再生装置における措置を廃止する)</p>
<p>ページ</p>	<p>3—3</p>